

# 住友生命の 指定通貨建 一時払終身保険

5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険(一時払い)



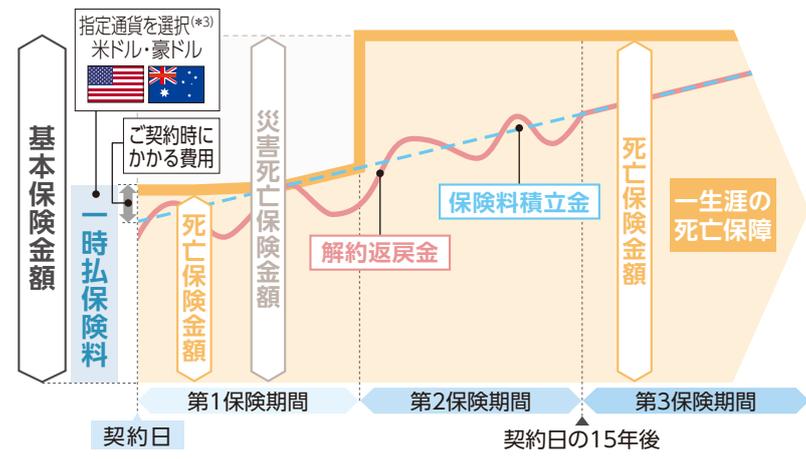
## 商品のしくみと特徴

第1保険期間の死亡保険金額を抑えることで、**第2保険期間以後の死亡保険金額を指定通貨建で大きくしています。**

初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加していただくことにより、**第1保険期間の(災害)死亡保険金の支払額として基準金額(\*1)を最低保証します。**

**契約日から15年経過以後の解約返戻金額はご契約時に指定通貨建で確定します。**

職業のみの告知で契約年齢40歳~90歳(\*2)の方がお申し込みいただけます。  
しくみ図(イメージ)〈初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加しない場合〉



※第1保険期間・第2保険期間(ご契約当初15年間)の解約返戻金額は、市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。

(\*1) 基準金額は払込通貨に応じて次の金額をいいます。払込通貨が円貨の場合: 円貨払込額。払込通貨が円貨以外の場合: 一時払保険料に住友生命が保険料を受け取った日(住友生命が指定する金融機関が休業日となる場合は、その金融機関の翌営業日)の住友生命所定の為替レート(TTM+50銭)を乗じた金額。なお、基本保険金額が減額された際にはその割合に応じて基準金額は減額されます。(\*2) 初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加する場合、80歳までのお取扱いとなります。金利情勢や被保険者の年齢によってはお取り扱いできない場合があります。(\*3) 一時払保険料を指定通貨にかえて円貨または指定通貨以外の外貨(米ドルまたは豪ドル)でお払い込みいただけます。

## ご契約の諸基準

通貨	米ドル・豪ドル			一時払保険料	取扱単位(*5)			
契約年齢と 第1保険期間・ 第2保険期間・ 第3保険期間	契約年齢(*4)	40歳~49歳	50歳~90歳(*2)	告知	米ドル:100米ドル単位 豪ドル:100豪ドル単位 円貨:1万円単位			
	第1保険期間	10年	5年		最低(*5)	米ドル:10,000米ドル 豪ドル:10,000豪ドル 円貨:100万円		
	第2保険期間	5年	10年		最高(*6)	契約年齢(*4)	40歳~49歳	50歳~90歳(*2)
	第3保険期間	第2保険期間満了日の翌日以後終身			最高一時払保険料	7000万円	3億円	
保険期間	終身			主な付加できる特約等	職業のみの告知			
保険料払込方法	一時払いのみ				初期死亡時円換算支払額最低保証特約、重度介護前払特約、保険料円貨払込特約、保険料指定外通貨払込特約、円建終身保険変更制度、目標到達時円建終身保険変更特約、円貨支払制度			

(\*4) 契約年齢は契約日時時点の被保険者の満年齢で計算します。(\*5) 払込通貨で判定します。(\*6) 最高一時払保険料の判定は、申込日の属する年度における住友生命所定の判定用為替レートを用いて一時払保険料を円換算した金額(払込通貨が円貨の場合は円貨払込額)にて判定します。同一の被保険者が、すでに住友生命の商品に加入済の場合等、記載の金額までご加入いただけない場合があります。

## 商品の概要

保障内容	お支払いする保険金		お支払理由		お支払金額		受取人
	第1保険期間	第2・3保険期間	死亡保険金	災害死亡保険金	死亡保険金	死亡保険金	
第1保険期間	死亡保険金	死亡保険金	被保険者が死亡されたとき(*7)	被保険者が次のいずれかに該当したとき 1.責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡されたとき 2.責任開始期以後に発病した所定の感染症(*8)を直接の原因として死亡されたとき	一時払保険料相当額、保険料積立金相当額、解約返戻金相当額のうち最も大きい金額	基本保険金額または解約返戻金相当額のいずれか大きい金額	死亡 保険金 受取人
	災害死亡保険金	死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	被保険者が死亡されたとき	基本保険金額または解約返戻金相当額のいずれか大きい金額	基本保険金額と同額	
第2保険期間	死亡保険金	死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	被保険者が死亡されたとき	基本保険金額または解約返戻金相当額のいずれか大きい金額	基本保険金額と同額	
第3保険期間	死亡保険金	死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	被保険者が死亡されたとき	基本保険金額と同額	基本保険金額と同額	
(*7)ただし、災害死亡保険金が支払われる場合を除きます。(*8) コレラ、腸チフス、細菌性赤痢など、約款所定の感染症です。 <b>●本商品は被保険者が高度障害状態になられたときの保険金のお支払いはありません。</b>							
解約返戻金	あり		配当金	あり(5年ごと利差配当)			

**⚠️ この商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。**

## この保険のご検討にあたって特にご注意いただきたい事項

お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。

- **ご契約時にかかる費用** <sup>(※1)</sup> 一時払保険料に4%を乗じた金額を上限として、ご契約の締結に必要な費用を一時払保険料から差し引きます。  
(※1) これらの費用は、予定利率、被保険者の年齢、性別等によって異なりますので表示しておりません。
- **ご契約後にかかる費用** <sup>(※1)</sup> 死亡保障やご契約の維持に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引きます。

初期死亡時円換算支払額 最低保証特約を付加した場合	上記に加え、第1保険期間中については、最低保証に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引きます。そのため、初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加しない場合に比べて、基本保険金額・解約返戻金額等は小さくなります。
重度介護前払保険金を 請求した場合	所定の期間に応じた利息を特約基準保険金額(ご請求額)から差し引きます。

(※1) これらの費用は、予定利率、被保険者の年齢、性別等によって異なりますので表示しておりません。

### ● 通貨を換算する場合にかかる費用

以下の取扱いにおいて適用する住友生命所定の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。

取扱い	住友生命所定の 為替レート <sup>(※2)</sup>
保険金・解約返戻金等を円貨で受け取る場合 <sup>(※3)</sup> 円建終身保険へ変更する場合	TTM <sup>(※4)</sup> - 50銭
一時払保険料を円貨で払い込む場合 配当金を指定通貨で受け取る場合	TTM <sup>(※4)</sup> + 50銭
一時払保険料を指定通貨以外の外貨(米ドルまたは豪ドル)で払い込む場合	指定通貨のTTM <sup>(※4)</sup> + 25銭 ÷ 払込通貨のTTM <sup>(※4)</sup> - 25銭

(※2) 平成29年7月現在のものです。今後変更することがあります。

(※3) 初期死亡時円換算支払額最低保証特約により、基準金額と同額を受け取る場合を除きます。

(※4) TTM(対顧客電信売相場仲値)とは、TTS(対顧客電信売相場)とTTB(対顧客電信買相場)の仲値です。本商品で使用するTTMは、住友生命が指標として指定する金融機関が公示するTTSとTTBの仲値になります。なお、住友生命が指標として指定する金融機関がその営業日においてTTS・TTBを公示しない場合は、住友生命所定の為替レートを変更することがあります。また、この場合、新規ご契約のお取扱いができないことがあります。

### ● 外貨のお取扱いにかかる費用

保険料を指定通貨または指定通貨以外の外貨(米ドルまたは豪ドル)でお払い込みいただく際や、保険金・解約返戻金等を指定通貨でお受け取りになる際には、送金手数料・引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。当該費用は取扱金融機関によって異なります。

### 解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。

一時払保険料からご契約時にかかる費用を控除します。また、第1保険期間および第2保険期間(ご契約当初15年間)の解約返戻金額は、市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。そのため、**解約返戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

### 為替レートの変動により損失が発生する可能性があります。

保険金・解約返戻金等を円貨でお受け取りいただく場合、または円建終身保険へ変更する際に解約返戻金を円換算する場合には、受取時または変更時の為替レートを適用します。そのため、**為替レートの変動により、保険金・解約返戻金等を受取時または変更時の為替レートで円換算した金額が、一時払保険料や保険金、解約返戻金等をご契約時の為替レートで円換算した金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**また、お手持ちの円資金を金融機関等で指定通貨等に交換された場合、もとのお手持ち資金を下回ることがあります。

## その他ご留意いただきたい事項

- この保険はクーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。
- 生命保険募集人は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して住友生命が承諾したときに成立します。
- 住友生命が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、ご契約の際にお約束した死亡保険金額等が削減されることがあり、その結果、死亡保険金額等が払込保険料を下回ることがあります。

## 住友生命が支払う販売代理店手数料について

住友生命は保険契約の締結の媒介や保険契約の維持管理業務等の対価として販売代理店に対し、一時払保険料の額に以下の手数料率を乗じた金額を支払います。この手数料は、住友生命が販売代理店に支払うものであり、契約締結前交付書面に記載の「お客さまにご負担いただく費用」に追加して別途お客さまにご負担いただくものではありません。

契約年齢	予定利率0.50%以上		予定利率1.00%以上		予定利率1.50%以上		予定利率2.00%以上		予定利率2.50%以上	
	初年度手数料率	継続手数料率(年率)								
40歳～70歳	0.40%	0.05%	1.40%	0.07%	2.70%	0.17%	4.00%	0.25%	4.00%	0.25%
71歳～75歳	0.20%		0.70%		2.10%		3.30%			
76歳～90歳			1.50%		2.70%					

※継続手数料はご契約から2年目～最長5年目までの間、住友生命が販売代理店に支払うものです。

[募集代理店]

北伊勢上野信用金庫

[引受保険会社]

 住友生命保険相互会社

本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35  
電話(06)6937-1435(大代表)  
東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24  
電話(03)5550-1100(大代表)  
(ホームページ) <http://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検索 